

地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について

介護保険法第 78 条の 5 第 2 項による廃止について報告いたします。

1. 地域密着型通所介護（1 件）

項 目	内 容
事業所名称	だんらの家西荻
所在地	杉並区西荻北四丁目 13 番 16 号
法人名	株式会社 TARTAN
所在地	杉並区西荻北四丁目 13 番 16 号
代表者氏名	久保田 岳
利用定員	10 名
廃止年月日	令和 6 年 1 月 25 日
廃止理由	経営上の理由から、事業所を廃止し、他の法人に事業譲渡をするため。
備 考	現在の利用者（2 名）は、事業譲渡後（令和 6 年 5 月）の新法人事業所に引き継ぐこととしているが、それまでの間は「デイホーム heartland」（杉並区西荻北四丁目 13 番 17 号）を利用していただくこととして調整済みである。 なお、事業譲渡する法人は、現事業所の管理者であった者が新たに立ち上げる運営法人を予定している。